

平成30年度町外幼稚園等保育料（利用者負担額）のご案内

清水町に居住する子どもが、町外の幼稚園等（町外の認定こども園（幼稚園部）、町外の公立幼稚園、町外の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度の適用を受ける園に限る。※））を利用する場合の保育料になります。

※ 町外の私立幼稚園のうち、通っている幼稚園が子ども・子育て支援新制度の適用を受けているかどうかについては、通っている幼稚園にお問い合わせください。**各幼稚園の保育料（授業料）を通っている幼稚園が決定している場合は適用を受けない園になります。（この書類の記載事項は適用になりません。）**

町外幼稚園等保育料（利用者負担額）について

- **清水町の保育料は国基準から軽減しています**
清水町の教育認定の保育料は、国の基準額から軽減して設定しています。
- **多子世帯を応援しています**
清水町独自施策として、保護者と生計を同一にする最年長の子どもから順に、利用者負担額の額から第2子を半額、第3子の保育料を無料としています。
- **町民税を基に世帯の階層区分を決定しています**
 - ・ 世帯の階層区分を判定する税は町民税の課税額です。
階層を決定する町民税所得割額とは、「A：税額控除前所得割額」-税額控除額（調整控除額）＝「B：町民税所得割額」です。（父母の額を合算して保育料の階層区分を決定）
 - ・ ほとんどの方は「B：町民税所得割額」が保育料算定額の目安となります。
ただし、以下の税額控除に該当する方は、控除額が保育料算定額には反映されませんので御承知おきください。（前年度【所得税】における税額控除の取り扱いと変更ありません。）
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除。摘要欄に印字されている額）、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

【町民税所得割額（特別徴収の場合）】

給与収入	主たる給与以外の の合算所得区分	総所得③	税額控除前所得割額④	6月分
給与所得		課税所得	税額控除額⑤	7月分
その他の所得計		山林所得	所得割額⑥	8月分
		分離課税	均等割額⑦	9月分
		分離長期譲渡 株式等の譲渡	税額控除前所得割額④	10月分
		物取	税額控除額⑤	11月分
		本人該当区分	所得割額⑥	12月分
		物取	均等割額⑦	1月分
		本人該当区分	特別徴収税額⑧	2月分
		物取	控除不足額⑨	3月分
		本人該当区分	既充当額⑩	4月分
		物取	既納付額⑪	5月分
		本人該当区分	差引納付額⑫-⑬-⑭	
		物取	変更前税額⑫	
		本人該当区分	増減額⑮-⑯	
		物取	変更月	

A：税額控除前所得割額 → ④
B：町民税所得割額 → ⑥

- **9月が保育料の切り替え時期となります**
 - ・ 平成30年4月分から8月分までは、平成29年度町民税所得割課税額で決定します。
 - ・ 平成30年9月分から平成30年3月分までは、平成30年度町民税所得割課税額で決定します。

平成30年度の場合												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
H29年度の町民税所得割課税額で算定 (H28年中の所得)					H30年度の町民税所得割課税額で算定 (H29年中の所得)							

← 保育料の切り替え時期は9月から

清水町教育認定（1号認定：町外幼稚園等在園者）利用者負担額基準額表

清水町教育認定(1号認定:町外幼稚園等在園者)利用者負担額基準額表 (児童1人あたり月額)				
(単位/円)				
階層	定義		清水町保育料 (利用者負担額)	参考(国基準額)
			1号認定	1号認定
			3歳～5歳	3歳～5歳
10	生活保護世帯		0	0
20	町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む。)		3,000 (0)	3,000
30	町民税所得割課税額	77,100円以下の世帯	12,000 (6,000)	10,100
40		77,101円以上 211,200円以下の世帯	16,000 (8,000)	
50		211,201円以上の世帯	22,000 (11,000)	25,700
備考				
1	利用者負担額は、教育・保育を提供するに当たって通常必要となる費用の全部又は一部を利用者が負担するものです。なお、この利用者負担額に給食材料費相当額は含んでおりません。			
2	この利用者負担額は、認定こども園(幼稚園部)、町外の公立幼稚園、町外の私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度の適用を受ける園に限る。)に通う利用者が対象となります。			
3	この表に掲げる月額保育料の額が国の定める額(以下「給付単価」という。)を超えることとなる場合の当該月額保育料については、当該給付単価を限度とします。			
4	兄弟姉妹がいる場合、保護者と生計を同一にする最年長の子どもから順に、第20階層は2人目以降は無料(括弧内の額)とし、第30階層から第50階層までは、2人目は半額(括弧内の額)、3人目以降は無料となります。			
5	ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯)の子どもについては、第20階層は0円、第30階層は3,000円とし、兄弟姉妹がいる場合、保護者と生計を同一にする最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。			
6	この利用者負担額とは別に、給食費、バス代等の実費徴収等がある場合があります。			

保育料の納入について

保育料の額については、町が決定しますが、保育料は通っている幼稚園等が徴収しますので、各幼稚園等にお問い合わせください。(町外の公立幼稚園の場合は、公立幼稚園がある市町が徴収します。)

● 問い合わせ ●

清水町教育委員会こども未来課児童育成係 電話055-981-8227